



鳥取県公報

平成17年 8月30日(火)
号外第127号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示	衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任 (43)	2
	衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所 (44)	2
	衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式 (45)	2
	衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (46)	4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の 日時を定めるくじを行う日時等 (47)	4
	衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (48)	5
	衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の 掲載順序のくじを行う日時等 (49)	5
	衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の日時等 (50)	5
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任 (51)	6
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長が事務を行う場所 (52)	6
	最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式 (53)	6
	最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合の 投票用紙の様式 (54)	7
	最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印 (55)	8
	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等 (56)	8
衆議院小選挙区鳥取県第1区選挙長告示	衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった 選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1)	8
衆議院小選挙区鳥取県第2区選挙長告示	衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった 選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等 (1)	8
衆議院比例代表鳥取県分会選挙分会長告示	衆議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった 選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所等 (1)	9

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成17年8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 選挙長 八頭郡八頭町才代326 中村 碩男
 - (2) 選挙長の職務代理者 鳥取市湯所町二丁目302 亀井 雅議
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 選挙長 米子市淀江町淀江601 須山 修次
 - (2) 選挙長の職務代理者 米子市尾高1723 山根 淳史
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 選挙分会長 八頭郡八頭町才代326 中村 碩男
 - (2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市湯所町二丁目302 亀井 雅議

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成17年8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長
 - (1) 平成17年8月30日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
 - (2) 平成17年8月31日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成17年8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

(衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙)

第四十四回 衆議院
小選挙区選出議員選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

候補者氏名	
-------	--

注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点 字 投 票

第四十四回 衆議院
小選挙区選出議員選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

候補者氏名	
-------	--

注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<p>第四十四回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p>	<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>政党その他の政治 団体の名称又は略称</p>	

注 意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

<p>点 字 投 票</p>	<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>政党その他の政治 団体の名称又は略称</p>	

注 意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会告示第47号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるく

じを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成17年 8月30日 午後 5時20分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

平成17年 9月11日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第 5 項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 1 区
 - (1) 日 時 平成17年 8月30日 午後 5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区
 - (1) 日 時 平成17年 8月30日 午後 5時10分
 - (2) 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 平成17年 9月 1日 午後 1時30分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第49号

平成17年 9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 3 項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）第66条第 1 項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成17年 8月30日 午後 5時30分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第50号

平成17年 9月11日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の日時及び場所は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会

(1) 日 時 平成17年 9月13日 午後 1時30分

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会

(1) 日 時 平成17年 9月13日 午後 1時30分

(2) 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会

(1) 日 時 平成17年 9月13日 午後 2時

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第51号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成17年 9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第16条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 審査分会長 八頭郡八頭町才代326 中村 碩男

2 審査分会長の職務代理者 鳥取市湯所町二丁目302 亀井 雅議

鳥取県選挙管理委員会告示第52号

平成17年 9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員室においてその事務を行う。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会告示第53号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第3項の規定に基づき、平成17年 9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

備 考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第55号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県選挙管理委員会告示第56号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成17年 9月13日 午後 2時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成17年 9月 8日 午後 5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 須 山 修 次

- 1 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成17年 9月 8日 午後 5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成17年 9月 8日 午後 5時20分

